

緊急事態宣言解除に伴う業務の再開について

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、東京都に対し4月7日に発令された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、5月25日に解除されました。

当所では、新型コロナウイルスの状況を踏まえた接触機会低減の重要性に鑑み、発令期間中は原則として検定・検査業務、窓口業務等を休止していましたが、宣言の解除に伴い業務を再開することとなりましたのでお知らせします。

業務休止期間中は、事業者及び都民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

緊急事態宣言解除後の東京都計量検定所の対応

緊急事態宣言解除に伴い休止していた当所の業務について以下のとおり再開します。

業務再開に際しましては、感染予防及び拡大防止のため、当面の間、3密防止の対策を継続する予定ですのでご理解ご協力をお願いします。

1 検定、検査の新規申請受付

特定計量器の検定、タクシメーター装置検査及び基準器検査の新規申請受付を6月1日(月)から再開します。

なお、今後は窓口での申請受付をメールによる予約制とさせていただきます。申請希望日の1週間前を目安に下記メールアドレスまでご連絡ください。

検定・タクシメーター装置検査・基準器検査・JCSS校正等の申請予約メールアドレス

検定課 検定担当: S0200299@section.metro.tokyo.jp

2 検定、タクシメーター装置検査、基準器検査等の再開

特定計量器の検定、タクシメーター装置検査、基準器検査、JCSS校正等の受託検査は、6月1日(月)から再開いたします。

業務再開直後は、受検希望が集中することが予想されます。検定・検査の有効期間については、経済産業省令等に基づき延長措置がなされていますので、計画的に受検していただきますようお願いいたします(※1 検定・タクシメーター装置検査・基準器検査の

有効期間延長に関する対応」を参照)。

また、感染防止の観点から検査設備の除菌作業、受検器物の安全確認作業等が必要となります。そのため、従来の検定・検査と比較して時間を要すること、また、申請・実施の際に受検者の方にご協力をお願いすることなどがありますので、ご理解をお願いします。

※1 検定・タクシーメーター装置検査・基準器検査の有効期間延長に関する対応

下記の期間に検定・検査証印等(基準適合証印を含みます)の有効期間が満了になる計量器は、法令に基づき以下の期間の使用が認められます。

a 基準器検査関係 令和2年4月7日～同年7月31日までに有効期間が満了する基準器検査証印について、その有効期間が6カ月延長されます。 根拠 基準器検査規則の一部を改正する省令(令和2年経済産業省令 第41号) 法令 基準器検査規則に基づく延長告示(令和2年経済産業省告示第100号)
b 検定関係、タクシーメーター装置検査関係 検定証印及び装置検査証印については、有効期間が満了する年月が令和2年4月～同年7月のものは、それぞれの有効期限から6カ月は、引き続き有効となります。 根拠 特定計量器検定検査規則の特例に関する省令(令和2年経済産業省令 第52号) 法令 上記省令に基づく延長告示(令和2年経済産業省告示第121号)

● タクシーメーター装置検査に関する対応※2

タクシーメーター装置検査につきましては、タクシーメーター修理事業者(申請者)毎に1日の検査数を割り当てて検査を実施します。来場される方は、当所若しくは当該修理事業者が指定する日にご来場いただくようご協力をお願いします。

※2 業務再開後は検査場の混雑が予想されます。入場台数の調整を行う場合がありますのでご理解ご協力をお願いします。

【業務別問い合わせ先】

担当部署、メールアドレス	対象業務
検定担当 S0200299@section.metro.tokyo.jp	燃料油メーター・液化石油ガスメーター・温度計・浮ひょう型比重計等の検定、基準器検査、計量受託検査、タクシーメーター装置検査申請受付
質量圧力計担当 S0200299@section.metro.tokyo.jp	質量計・圧力計の検定、基準器検査(質量計)、計量受託検査(JCSS事業)
タクシーメーター担当 S0200379@section.metro.tokyo.jp	タクシーメーター装置検査 (千代田区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区及び島しょ)
深川タクシーメーター担当 S0200377@section.metro.tokyo.jp	タクシーメーター装置検査 (中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区)
多摩検定担当 S0200378@section.metro.tokyo.jp	燃料油メーター・液化石油ガスメーター・量器用尺付タンク等の検定、タクシーメーター装置検査(市部及び町村の区域(島しょを除く))

3 定期検査・計量証明検査業務の再開

定期検査・計量証明検査の業務は、7月6日（月）再開を目途に、準備が整い次第順次告示に基づき実施します。（実施日の1～2週間前にはがきで検査のご案内をします。）

「非自動はかり、分銅及びおもり」の定期検査については、当初、今年4月から6月（7月実施の一部地域を含む）までに検査を予定していた地域を含め、今後実施時期を変更して検査を実施します（「※3 定期検査・計量証明検査の実施時期延長に関する対応」を参照。検査日程等の詳細は、後日、当ホームページに掲載いたします。）。

※3 定期検査・計量証明検査の実施時期延長に関する対応

前回の受検年月が2018年4月～6月（7月実施の一部地域を含む）の特定計量器で、今年の緊急事態宣言発令以降未受検のものについては、東京都が今後告示する定期検査または計量証明検査の時期までは使用することができます。

非自動はかり、分銅及びおもり等の定期検査

東京都では、計量法を主管する経済産業省産業技術環境局計量行政室より延期後の実施期日を改めて一月前までに公示した上で実施すれば定期検査の延期は法令上問題ない旨の連絡があったことを踏まえ、実施時期を延期します。

定期検査・計量証明検査に関する問い合わせメールアドレス

検査課 計画担当： S0200298@section.metro.tokyo.jp

4 製造・修理・販売事業、計量証明事業、適正計量管理事業所、計量士等の届出等の受付

製造・修理・販売事業、計量証明事業、適正計量管理事業所、計量士等の各種届出等の受付業務については、感染拡大防止のため接触機会を極力少なくする観点から、郵送等で対応可能な届出については、極力来所を避けていただくようご協力をお願いします。

また、各事業所へ出向いて行う調査について、当面の間はその実施を控えます。

詳細は、下記までご連絡ください。

製造・修理・販売事業、計量証明事業、適正計量管理事業所、計量士等の届出に関する問い合わせメールアドレス

管理指導課 指導担当： S0000584@section.metro.tokyo.jp

5 各種相談・問い合わせ先

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、計量検定所では緊急事態宣言解除後も当面の間は在宅勤務を推進しています。そのため、お電話での対応が難しい状況が予想され

ます。できる限りメールをご活用いただくようお願いいたします。

- ・ 業務内容別のお問い合わせ先は別紙参照

6 計量展示室の公開、所内見学などの受付は、当面休止を継続いたします

皆様の安全のため、不要不急の来所は極力お控えいただくようご協力をお願いいたします。

★ 東京都計量検定所から来所される皆様へのお願い ★

《来所される皆さまへ》

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来所に際して、以下のとおりご協力をお願いいたします。

- ① 発熱又は風邪症状等体調不良がある方は、来所を控えていただきますようお願いいたします。
- ② 当面の間、窓口での申請は事前連絡によるご予約をいただいた上、最少人数でお越しくださいようお願いいたします。
- ③ 所内では、マスクの着用による咳エチケット、手洗いにご協力ください。
また、正面玄関及び窓口には消毒液を設置しておりますので、手指の消毒にご利用ください。

《検定所の取組について》

- ・ 所内は換気装置の稼働及び一定時間ごと窓や扉の開放により換気を行っております。
- ・ 所内に手指消毒用のアルコールを設置します。
- ・ 所内清掃の徹底、窓口の机や椅子、階段の手摺、エレベータボタン等の消毒を毎日行います。
- ・ 申請受付窓口は隣同士の間隔をあけて設置しています。
また、窓口には飛沫感染防止用の保護フィルムを設置しています。
- ・ 検定等業務に際しては、職員はマスク等を着用します。
また、手洗い、手指消毒、出勤時の体調確認を徹底します。

本件のお問い合わせ先

東京都計量検定所管理指導課企画調整担当

S0000584@section.metro.tokyo.jp

ファックス番号：03-5617-6634



東京都計量検定所のホームページアドレス
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/keiryo/>



@tocho_shouhi



東京都消費生活行政



@tocho.shouhi



東京都消費生活



相談・問い合わせ対応メールアドレス

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、計量検定所では緊急事態宣言解除後も当面の間は在宅勤務を推進しています。そのため、お電話での対応が難しい状況が予想されます。できる限りメールをご活用いただくようお願いします。

● **ご用件に応じて下の担当部署に記載のメールアドレスにご送信ください。折り返し連絡いたします。**

内容によっては、返信に時間を要する場合もございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

メール送信の際は、件名に担当部署名、計量器名、主な内容などをご記入いただくようお願いいたします。

件名の例：「検定担当：燃料油メーターの検定申請について」、「はかりの定期検査について」など。

【担当別メールアドレス】

管理指導課： S0000584@section.metro.tokyo.jp	
庶務担当	人事、給与、文書
経理担当	予算、決算、会計、用度
企画調整担当	企画調整、普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ● 施設見学・計量展示室等に関する事 ● 普及啓発事業に関する事
指導担当	製造・修理・販売事業の届出、一般計量証明事業の登録、適正計量管理事業所の指定、計量士の登録等 <ul style="list-style-type: none"> ● 特定計量器の製造・修理・販売の届出に関する事 ● 家庭用計量器の製造、輸入、販売に関する事 ● 計量証明事業(環境関係を除く)に関する事 ● 適正計量管理事業所に関する事 ● 計量士の登録に関する事 ● 計量器全般（問い合わせ先がわからないもの）

検定課： S0200299@section.metro.tokyo.jp	
検定担当	燃料油メーター・液化石油ガスメーター・温度計・浮ひょう型比重計等の検定、基準器検査、計量受託検査 <ul style="list-style-type: none"> ● 特定計量器の検定や申請に関する事 ● タクシーメーター装置検査の申請手続きに関する事 ● 各種基準器検査に関する事 ● 計量受託検査に関する事
質量圧力計担当	質量計・圧力計の検定、基準器検査(質量計)、計量受託検査(JCSS事業) <ul style="list-style-type: none"> ● 質量計・圧力計の検定・申請に関する事 ● 質量計の基準器検査に関する事 ● 計量受託検査(JCSS) に関する事

多摩検定担当 S0200378@section.metro.tokyo.jp	燃料油メーター・液化石油ガスメーター・量器用尺付タンク等の検定 ● 多摩地区の燃料油メーター・液化石油ガスメーター・量器用尺付タンク等の検定に関すること
(タクシメーター関係)	
タクシメーター担当 (タクシメーター港南検査場) S0200379@section.metro.tokyo.jp	タクシメーター装置検査 (千代田区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区及び島しょ)
深川タクシメーター担当 (タクシメーター深川検査場) S0200377@section.metro.tokyo.jp	タクシメーター装置検査 (中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区)
多摩検定担当 (タクシメーター立川検査場) S0200378@section.metro.tokyo.jp	タクシメーター装置検査 (市部及び町村の区域(島しょを除く))
検査課： S0200298@section.metro.tokyo.jp	
計画担当	定期検査、計量証明検査の計画、指定定期検査機関等の指導・監督 ● はかりの2年ごとの定期検査に関すること ● トラックスケールの計量証明検査に関すること ● 代検査に関すること
検査担当	質量計の定期検査等
環境計量器検査担当	環境計量器の検査、環境計量証明事業登録等 ● 環境計量器の計量証明検査に関すること ● 環境計量証明事業に関すること
立入検査担当	商品量目・特定計量器・計量関係事業所の立入検査 ● 商品の内容量表示に関すること ● 特定計量器の有効期限に関すること

本件のお問い合わせ先

東京都計量検定所管理指導課企画調整担当

S0000584@section.metro.tokyo.jp

ファックス番号：03-5617-6634